

農林水産省農産局長
都道府県農業再生協議会の代表者 殿

地方農政局長

令和 年産米等の作付計画等の報告(令和 年 月末時点)

1 都道府県の生産動向(見込み)

県支局

(1) 水稻の用途別作付予定面積

単位:ha

	全水稻 ①	加工用米 ②	新規需要米(※1)							③	備蓄米 ④	主食用米 ⑤= ①-②-③-④
			米粉用米	飼料用米	WCS	飼料作物	新市場開拓用	(その他)				
前年産A (ha)												
当年産B (ha)												
差 (B-A) (ha)												

(注) 当該年産最終の報告に当たっては、全水稻及び主食用米は統計公表の当該年産の作付面積と、また、加工用米及び新規需要米は当該年産の認定面積と一致すること。
※ 新規需要米の「(その他)」は、平成29年産に実施した新規需要米のうち、酒造用、青刈り稲・わら専用稲等(飼料作物除く)の面積を記入する。

(2) 水稻の用途別生産予定数量

(加工用米、新規需要米及び備蓄米は作付予定面積に各地域で設定した単収を、主食用米は各都道府県の平年収量を乗じて算出)

単位:トン

	全水稻 (※1) ①	加工用米 (※2) ②	新規需要米(※2)							③	備蓄米 (※2) ④	主食用米 (※3)⑤
			米粉用米	飼料用米	WCS(※1)	飼料作物	新市場開拓用	(その他)				
前年産A (トン)												
当年産B (トン)												
差 (B-A) (トン)												

※1 前年産全水稻は作付面積に当該県の前年産平年単収を乗じて算出すること。(そのため、WCSを玄米換算した数量が含まれる。)
※2 前年産の加工用米、新規需要米及び備蓄米については認定(契約)数量を記入すること。(公表値)
※3 前年産主食用米生産量は実績値を記入すること。そのため、面積で深掘りしても数量で過剰となっている場合がある。
※4 当年産は、地域別の推計面積に地域別の当年産基準単収を乗じて算出したものを合計して記入すること。

(3) 戦略作物等の作付予定面積

単位:ha

	戦略作物等											
	麦 ⑧		大豆 ⑨		飼料作物 (新規需要米除く) ⑩		そば ⑪		なたね ⑫		地力増進作物 ⑬	
	基幹	二毛作	基幹	二毛作	基幹	二毛作	基幹	二毛作	基幹	二毛作	基幹	
前年産A (ha)												
当年産B (ha)												
差 (B-A) (ha)												
	高収益作物				畑地化		計 (⑧~⑬)					
	野菜⑭	花き・花木⑮	果樹⑯	その他⑰	高収益作物	その他作物						
前年産A (ha)							基幹のみ					
当年産B (ha)												
差 (B-A) (ha)												

2 関係機関の動きを踏まえた品目・用途毎の作付動向

(主食用米)
(飼料用米)
(その他の新規需要米)
(加工用米)
(備蓄米)
(戦略作物等)
(その他特記事項)

※必要に応じ報告事項を追加することができるものとする。

〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

農業者名
住 所
電 話

区分管理計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第4の2に基づき、下記のとおり提出します。

なお、出荷の際は、2に掲げるほ場からの全収穫量を出荷するとともに、他のほ場から生産された米を混入して加工用米（または新規需要米）として出荷しないことを誓約します。

記

1 区分管理の種類と具体的な内容

<input type="checkbox"/>	(1) 多収品種または米粉専用品種を作付ける。(品種名：)
<input type="checkbox"/>	(2) 多収品種または米粉専用品種以外の品種であって主食用米として出荷する品種と異なる品種を作付ける。(品種名：)
<input type="checkbox"/>	(3) 主食用米として出荷する品種と同一の品種を作付け、生産段階で主食用米の生産と差異をつける。
<input type="checkbox"/>	(ア) 多収に向けた技術や生産資材を用いる。
<input type="checkbox"/>	(イ) -① 省力化栽培(②以外)を行う。(具体的内容：)
<input type="checkbox"/>	(イ) -② 生産性ないし収量が低いほ場で取り組む。
<input type="checkbox"/>	(ウ) その他 (具体的内容)

※該当する項目にチェックを付すこと。

2 区分管理を行うほ場の所在・地番と面積

所在・地番	面積 (㎡)

農林水産省農産局長
 (地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長) 殿

全国生産出荷団体
 地域流通農業者
 住 所
 氏 名
 電 話

令和〇年産加工用米の取組計画認定申請書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の1の規定に基づき、加工用米取組計画を下記のとおり申請します。

記

1 取組計画

(1) 生産計画

種 類 ※1	品 種 ※2	数 量 (玄米kg)	単 収	面 積 (㎡)	出荷方式 ※3
計					

※1：うるち米・もち米別を記載（以下同じ。）

※2：多収品種で取り組む場合は具体的な品種名を記入し、その他の品種で取り組む場合は品種名又は「その他」と記入すること。

※3：区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。

(注) 全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体及び認定方針作成者が申請する場合は、品種欄、単収欄及び出荷方式欄は省略できる。

(2) 販売計画

種 類	使 途 ※1	加工用米需要者団体等		数 量 (玄米kg)	態 様 ※2	複数年契約の有無
		都道府県	名 称			

※1：清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米穀粉、米菓、包装もち、その他別を記載。

※2：丸玄米・精米・変形加工等を記載。

2 横流れ防止のためにとるべき措置等

(1)横流れ防止の処理方法

(とう精・破碎のほか、具体的な処理方法を記載)

(2)横流れ防止の処理を行う者

(生産者側・需要者側・その他の実施者の名称及び住所、電話番号を記載)

(3)ふるい下米や規格外等の低品位米が生じた際の用途、販売先等

(取組主体等で低品位米が生じた場合)

(需要者等で低品位米が生じた場合)

(注)発生が想定される場合は原則記載すること。

3 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称

--

(注) 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称を記載。(全国生産出荷団体及び都道府県生産出荷団体が申請する場合は省略できる。)

(別添資料等)

1 販売契約等の状況が分かる次のいずれかの書類

①販売契約書の写し

②加工用米需要者団体等別の購入計画書(別紙様式第3-3号)

③買取販売事業者の販売を行う場合にあつては買取販売要領第2の規定に基づき提出した販売承認申請書(別記様式第1号)及び用途限定米穀に関する誓約書(別記様式第2号)並びに買取販売要領第4の規定に基づき受領した承認通知書(別記様式第3号)の写し

④自家加工農業者にあつては加工用米自家加工販売計画書(別紙様式第3-4号)

2 加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等(別紙様式第3-6号)

3 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体が取組主体となる場合にあつては加工用米団体間集荷計画書(別紙様式第3-7号)

4 加工用米需要者団体等が作成した適正流通に関する誓約書(兼用途外使用申請書)(別紙様式3-18号)

5 その他()

(注) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

殿

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

加工用米認定結果通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、令和〇年産加工用米の取組計画について、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の2の規定に基づき、認定することとしたので、加工用米適正流通の確保を図るため、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、主食用米等の他の用途の米穀と明確に区分・管理の上、出荷するよう適切な取組をお願いします。

【添付書類】

適正流通に関する啓発資料

年 月 日

殿

加工用米需要者団体等
住 所
氏 名

令和〇年産加工用米購入計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の1の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 購入計画(見込)

種 類	態 様	使 途	数 量 (玄米kg)	態様別数量(実kg)
計				

(注1):種類はうるち米・もち米別、態様は丸玄米・精米・変形加工等を記載すること。

(注2):態様が丸玄米以外の場合は、購入を希望する態様別の数量を記載すること。

(注3):用途は、清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米穀粉、米菓、包装もち、その他別を記載。

(注4):構成員を有する加工用米需要者団体の場合、「1 購入計画(見込)」に準じて組合員別の内訳を添付すること。

(注5):購入計画数量は、他の取組計画との購入計画と重複させないこと。

(注6):加工用米販売契約書の写しを提出する場合は、本購入計画書の提出は要しない。

2 購入希望時期

令和〇年産加工用米(新規需要米)自家加工販売計画書

自家加工農業者
住 所
氏 名

1 製品の加工販売計画

製 品	製品の年間販売 計画数量 (kg、 $\frac{1}{2}$ 等)	原料米穀の 使用数量 (kg)	うち、自ら生産 する加工用米数量 (kg)
合 計			

(注1)製品の年間販売計画数量欄には、製品の内容量の単位(例:kg、 $\frac{1}{2}$ 等)を記載。

(注2)原料米穀の使用数量は、他者から購入して使用する場合等の数量も含める。

(注3)自家加工の取組として複数年の計画で取り組む場合は、各年毎に3年分を記載。

2 製品の販売形態

(自社店頭販売、直売所、インターネット等注文販売等)

3 製品の主な販売先

(一般消費者、卸・小売店、スーパー等)

(添付書類)前年度製品販売実績が確認できる資料

令和〇年産加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等

- 1 加工用米需要者団体等名：
 (清酒用 焼酎 加工米飯 味噌等調味料 米穀粉 米菓 包装もち その他)
- 2 用途名：(該当する主な用途に○を付すこと。)
- 3 当年産の加工用米の仕入先が複数の場合の仕入先：(該当するもの全てに○を付すこと)
 (加工用米全国需要者団体 加工用米需要者団体 その他)
- 4 原料の仕入状況等

年 度	種 類	年 産	原料の使用実績及び仕入状況(4月～3月)					③を 除く計
			主食用米 ①	加工用米 ②	玄米kg ③	くず米 ④	外国産 (MA米) ⑤	
前年度 使用実績	うるち米							
	もち米							
〇年度 仕入計画	うるち米	前年産以前計						
		当年産仕入計画						
		取組主体より 他者より						
	もち米	合 計						
		前年産以前計						
		当年産仕入計画						
		取組主体より 他者より						
		合 計						

(注1) 前年度使用実績は、年産別の記入は省略し、前年以前の使用実績の合計を記入することができる。
 (注2) 複数年産の原料を使用又は仕入予定の場合、前年産以前の場合、前年産に区分の上、記載する。
 (注3) 当年産の加工用米の仕入先が複数の場合は、「当年産仕入計画」欄の以外の数字は同じ値を記入すること。

加工用米団体間集荷計画書

全国生産出荷団体
 都道府県生産出荷団体
 住 所
 氏 名

単位：m²、kg（玄米換算）

都道府県	認定方針作成者名 (※1)	種類 (※2)	生産予定数量	単収 (※3)	生産予定面積 (※4)
計 (※5)					

- ※1 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体と出荷契約を行った認定方針作成者別に記入すること。
- ※2 うるち米又はもち米のいずれかを記入すること。
- ※3 本要領別紙1の第5の2の(3)により設定した単収を記入すること。
- ※4 生産予定面積は、生産予定数量を単収(※3)で除したものと整合していること。
- ※5 県ごとに、種類別の小計欄を設けること。

番 号
年 月 日

地域農業再生協議会の代表者 殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

令和〇年産加工用米取組計画認定結果通知書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第5の3の規定に基づき、別添のとおり通知します。

【添付書類】

取組計画の写し等、農業者等の取組内容（農業者毎の生産予定面積、数量等）が分かる書類

農林水産省農産局長 殿

〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖繩総合事務局長 〕

令和〇年産加工用米取組計画認定結果報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 認定面積

都道府県	地域流通農業者分						全国生産出荷団体分						合計		
	全農系統			全集運系統			全農系統			全集運系統					
	うるち	もち	計	うるち	もち	計	うるち	もち	計	うるち	もち	計			
合計															

単位:㎡

2 認定数量

都道府県	地域流通農業者分						全国生産出荷団体分(※)						合計		
	全農系統			全集運系統			全農系統			全集運系統					
	うるち	もち	計	うるち	もち	計	うるち	もち	計	うるち	もち	計			
合計															

単位:kg

※ 全国生産出荷団体分は、各取組農業者の生産予定数量を積み上げて算出すること。(よって、本省が認定した数量と異なる場合がある。)

農林水産省農産局長

〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

殿

全国生産出荷団体
地域流通農業者
住所
氏名
電話

令和〇年産加工用米の取組計画変更承認申請書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の4の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 取組計画を変更する理由

※ 当初計画どおり販売できない事由を具体的に記入するとともに、これを裏付ける資料を添付すること。

2 取組計画の変更点

	加工用米需要者団体等名	種類	数量(玄米kg)	使途	態様
変更前					
変更後					

※ 上記以外の変更点があれば別紙として添付すること。

【添付書類】

- ・ 新たな加工用米需要者団体等の購入計画書(別紙様式第3-3号)
- ・ 新たな加工用米需要者団体等の原料用米の仕入状況等(別紙様式第3-6号)
- ・ 加工用米需要者の施設形態、製品の日産製造能力規模及び設備の内容等、農産局長又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

上記の加工用米取組計画の変更について、承認します。

承認年月日 令和 年 月 日

農林水産省農産局長

〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

農林水産省農産局長
 地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長

殿

加工用米需要者団体等又は仲介事業者
 住所
 氏名
 電話

加工用米の販売先変更承認申請書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第5の4の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 新たな加工用米需要者団体等へ販売を行う理由

※ 当初計画どおり販売できない事由を具体的に記入するとともに、これを裏付ける資料を添付すること。

2 新たな加工用米需要者団体等へ販売を行う数量

新たな加工用米需要者団体等名					
年産		種類		用途	
当初の加工用米需要者団体等の購入実績数量				①	(玄米 kg)
当初の加工用米需要者団体等の使用予定数量				②	(玄米 kg)
新たな加工用米需要者団体等への販売予定数量 (①-②)				③	(玄米 kg)

3 取組計画の取組主体における確認の有無 (有 ・ 無)

【添付書類】

- ・ 新たな加工用米需要者団体等の購入計画書(別紙様式第3-3号)
- ・ 新たな加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等(別紙様式第3-6号)
- ・ 加工用米需要者の施設形態、製品の日産製造能力規模及び設備の内容等、農産局長又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

上記の加工用米の販売先の変更について、承認します。

承認年月日 令和 年 月 日

農林水産省農産局長
 地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長

地域農業再生協議会の代表者
 (地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長) 殿

氏名又は団体名
 住 所
 電 話

令和〇年産加工用米団体間出荷計画数量報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第6の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

単位:kg

出荷先(※1)	種類(※2)	出荷計画数量

(※1) 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体の名称を記入すること。
 (※2) うるち米又はもち米のいずれかを記入すること。
 (注) 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体に出荷を行う者のみ作成、報告すること。

年 月 日

農林水産省農産局長
 (地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長) 殿

全国生産出荷団体
 地域流通農業者
 住 所
 氏 名

令和〇年産加工用米販売契約締結結果報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第6の2の規定に基づき、加工用米販売契約締結結果を下記のとおり報告します。

記

種 類	加工用米需要者団体等の名称及び販売契約数量						販売価格 (円/kg)
	使 途	都道府県名	名 称	態 様	数 量 (実kg)	(玄米kg)	

- (注1) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
- (注2) 販売契約書の写しを添付すること。
- (注3) 「種類」欄は、うるち米・もち米別を記載。
- (注4) 「使途」欄は、清酒用・焼酎・加工米飯・味噌等調味料・米穀粉・米菓・包装もち・その他別を記載。
- (注5) 「態様」欄は、丸玄米・精米・変形加工等を記載。
- (注6) 「数量」欄は、販売契約数量を変更した場合は変更後の数量を記入すること。ただし、加工用米取組計画の認定申請において加工用米販売契約書の写しを提出しており、販売契約数量に変更がない場合にあっては、本報告書及び加工用米販売契約書の写しの提出は要しない。
- (注7) 農業者等のうち、全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体、認定方針作成者は販売価格を記入するものとする。

農林水産省農産局長

（ 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 ）

殿

全国生産出荷団体
地域流通農業者
仲介事業者
加工用米全国需要者団体
加工用米需要者団体
住 所
氏 名

加工用米売渡実績報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第8の3規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

半期(○年○月～○年○月)分

購入先名	年産	種類	態様	購入数量 (玄米kg)	売渡先		委託とう精業者名	売渡数量 (実kg)		備考
					都道府県名	名称		(実kg)	(玄米kg)	
合 計										

(注1) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

(注2) 種類はうるち米・もち米別、態様は丸玄米・精米・変形加工等を記入すること。

(注3) 委託とう精を行う場合は、「委託とう精業者名」欄に名称を記載すること。

(注4) 「購入先名」及び「購入数量」欄については、全国生産出荷団体及び地域流通農業者にあつては記入を要しない。

(注5) 廃棄した場合は「備考」欄にその旨と数量を記入すること。また、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

加工用米需要者
自家加工農業者
住所
氏名

加工用米受払状況等報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第8の4の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 加工用米の受払状況
半期（〇年〇月～〇年〇月）分

(単位：実kg)

種類	年産	態様	購入状況			使用状況		次期への繰越数量(A-B)	備考	
			前期からの繰越数量	当期の購入数量		計(A)	使用別			当期使用数量(B)
				購入先	数量					
合計										

(注) 1 「種類」欄は、うるち米、もち米別に記載すること。
 2 「態様」欄は、丸玄米、精米、変形加工等別に記載すること。
 3 「使用別」欄は、「清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米穀粉、米菓、包装もち、その他」を記載すること。
 4 当期に購入、使用又は在庫として繰越した全ての加工用米を年産別に記入すること。
 5 廃棄した場合（産業廃棄物として処理した場合を含む。）は「備考」欄にその旨と数量を記入すること。また、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

年 月 日

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

加工用米の適正流通に関する誓約書
(兼用途限定米穀の用途外使用承認申請書)

私は、(全国生産出荷団体等)〇〇から買い受けた〇年産加工用米について、その全てを契約に基づく用途として使用することとし、当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

なお、加工用米の調製、変形加工、とう精等を行った際に着色米及び微細米等の副産物等が生じた場合は、〇〇用に販売又は使用することとし、当該販売に係る販売契約書の写しを遅滞なく提出します。

〔 注1: 必要に応じて記入し、販売先が決まっている場合は販売先を記入すること。
注2: 上記の用途以外に販売又は使用する場合は、用途外使用申請を行うこと。 〕

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(加工用米需要者団体等)

(仲介事業者)

住所

氏名

(注) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

年 月 日

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

加工用米の適正流通に関する誓約書(とう精等の委託契約分)

私は、(加工用米需要者団体等又は全国生産出荷団体等)〇〇とのとう精等変形加工の委託契約に基づき、変形加工後の米穀を当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(委託とう精業者等)

住所 _____

氏名 _____

(注) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

(2) 販売計画

種 類	需要者等名 ※1		態様 ※2	数 量 (玄米kg)	数量のうち複数年契約 ※3	
	都道府県	名 称			契約期間 (○年～○年)	数量 (玄米kg)
計						

※1：仲介事業者が介在する場合は、仲介事業者名及び当該仲介事業者を介して購入する需要者名を別行に記入すること。

また、買取販売事業者に販売する場合は当該買取販売事業者名を記入すること。

※2：生もみ・乾もみ・玄米・精米・ロール等、需要者等に引き渡す際の態様を記入すること（販売契約者の態様と一致すること。）。

※3：数量（玄米kg）のうち複数年契約の数量を契約期間ごとに記入すること（経営所得安定対策等実施要綱別紙13の2に規定の産地交付金の追加配分の対象となる数量とする。）。

4 適正流通に関する事項（主食用途流通防止の措置）

(1) 具体的な措置

(2) ふるい下米や規格外等の低品位米が生じた際の用途、販売先等

(取組主体等で低品位米が生じた場合)
(需要者等で低品位米が生じた場合)

(注) 発生が想定される場合は原則記載すること。

5 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称

(注) 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称を記載。（全国生産出荷団体及び都道府県生産出荷団体が申請する場合は省略できる。）

【添付書類】

- 1 販売契約の状況が分かる以下のいずれかの書類
 - (1) 需要者等との販売契約書の写し（別紙様式第4-4号）
 - (2) 買取販売事業者に販売を行う場合にあつては買取販売要領第2の規定に基づき提出した販売承認申請書（別記様式第1号）及び用途限定米穀に関する誓約書（別記様式第2号）並びに買取販売要領第4の規定に基づき受領した承認通知書（別記様式第3号）の写し
 - (3) 自ら利用又は販売する場合にあつては新規需要米自家加工販売計画書（別紙様式第3-4号）
 - (4) 申請時まで需要者等との販売契約書を締結できない場合にあつては新規需要米販売計画書等
- 2 農業者等及び需要者等が作成した適正流通に関する誓約書（別紙様式第4-5号の1、別紙様式第4-5号の2、別紙様式第4-6号）
- 3 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体が取組主体となる場合は新規需要米団体間集荷計画書（別紙様式第4-8号）
- 4 その他認定に必要な書類

地域農業再生協議会の代表者
 〔 地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長 〕
 殿

認定方針作成者
 住所
 氏名
 電話

令和〇年産新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙2の第4の1の規定に基づき、新規需要米販売契約数量、生産予定面積等を、下記のとおりお知らせします。

(地域農業再生協議会名:)

(用途※1:)

取組番号	農業者名等		種類	品種	多収	新規需要米販売契約等の内容			契約数量のうち複数年契約の数量(玄米kg) ※10		
	住所	氏名又は名称				農業者コード	販売契約数量等(玄米kg)	単収(kg/10a) ※7		生産予定面積(m ²)	出荷方式
※2			※3	※4	※5	※6			※8	※9	
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(※1) 本要領別紙2の第2に定める次の用途のいずれかを記入し、別葉とすること。(「飼料用」、「米粉用」、「米粉用」、「WCS用」、「青刈り稲用」、「新市場開拓用」)
 (※2) 通し番号を付すこと。なお、同一農業者が、複数の種類、品種の新規需要米に取り組む場合は、それぞれ別の行に分けて(別の通し番号を付して)記入すること(農業者ごとの小計は記入しない)。
 (※3) 経営所得安定対策等における「交付申請者管理コード」を記入すること。
 (※4) うるち米、もち米又は醸造用のいずれかを記入すること。
 (※5) 多収品種又は米粉専用品種で取り組む場合は具体的な品種名を記入し、その他の品種で取組む場合は品種名又は「その他」と記入すること。
 (※6) 多収品種又は米粉専用品種を用いる場合は○を付すこと。
 (※7) 本要領別紙1の第5の2の(3)により設定した単収を記入すること。
 (※8) 区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。
 (※9) 生もみ・乾もみ・玄米・精米・ロール等、需要者等に引き渡す際の態様を記入すること。(販売契約書の態様と一致すること)
 (※10) 販売契約数量等(玄米kg)のうち複数年契約の数量を記入すること(交付対象となる数量とする。)
 (注1) 認定方針作成者にあつては、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。
 (注2) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

地域農業再生協議会の代表者

（ 地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長 ）

殿

氏名又は団体名
 住 所
 電 話

令和〇年産新規需要米団体間出荷計画数量報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙2の第4の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(単位:玄米kg)

出荷先(※1)	用途(※2)	種類(※3)	出荷計画数量

- (※1) 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体の名称を記入すること。
- (※2) 本要領別紙2の第2に定める次の用途のいずれかを記入し、別葉とすること。(「飼料用」、「米粉用」、「WCS用」、「青刈り稲用」、「新市場開拓用」)
- (※3) うるち米、もち米又は醸造用のいずれかを記入すること。
- (注) 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体に出荷を行う者のみ作成、報告すること。

新規需要米の販売等に関する契約書

(農業者)〇〇(以下「甲」という。)と(需要者等)〇〇(以下「乙」という。)は、甲が生産する令和〇年産の新規需要米(〇〇用。以下同じ。)について、以下のとおり、契約を締結する。

1 甲は、令和〇年産の新規需要米〇〇トン(作柄の状況等による生産量の増減に応じ、契約数量も変動する。)を、乙に対し、〇年〇月〇日までに引き渡すものとする。

種 類: うるち米 もち米 醸造用
品 位: 〇〇以上の品位 定めない
引渡時の態様: 玄米 精米 もみ その他()
販売契約数量: 実kg
販売 価 格: 円/kg

2 乙は、1により引渡しを受けた新規需要米の全てを、〇〇用として用いるものとする。

本契約に係る飼料用米・米粉用米について、品位等検査を受検しない場合には、以下の品質基準が確認され、契約当事者間で決定されたもの等とする。

【米粉用】

- ① 1.70mm以上のふるい目幅で調製されていること
- ② 水分含有率が16.0%以下であること

【飼料用】

飼料用米の基準及び確認方法は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領の定めによること

3 違約金について

(1)取引を履行できない場合

甲または乙の都合により、本契約に基づく契約数量について取引を履行できない(作況変動による減少は除く)場合は、不履行分について60kg(または10a)当たり〇〇円の違約金を甲または乙に支払う。

(2)目的外使用が行われた場合

乙が甲から買い受けた新規需要米について、2以外の用途に使用(用途外使用の承認を受けた場合を除く)した場合、当該数量について、60kg(または10a)当たり〇〇円の違約金を甲に支払う。

この契約の成立の証として、本書2通を作成し、各々1通を保有するとともに、地方農政局等に写しを提出するものとする。

また、これに合わせて、甲及び乙は、別添の誓約書を作成し、地方農政局等に提出するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 住 所 :
氏 名 :
電話番号 :
乙 住 所 :
氏 名 :
電話番号 :

- (注) 1 複数者間による契約や複数年契約の締結が必要な場合は、その実態に即して、様式を適宜変更しても差し支えない。
2 販売契約数量は、WCS用稲、青刈り稲・わら専用稲については、ロール数、重量(トン)又は束数等により記載すること。

年 月 日

令和〇年産新規需要米販売計画書

農業者等
 住 所
 氏 名
 電話番号

○取組計画申請時点の販売計画

種 類	販売を予定 している 需要者名 及び住所	数量 (kg)	① 販売契約書が提出できない理由 ② 販売予定時期 ③ 仲介業者等が存在する場合の流通経路等 ④ その他、特記事項

(注) 需要者が決定した際は、速やかに販売契約書等を締結し、販売を行うまでに必ず当該契約書の写し及び需要者等が作成した誓約書を地方農政局等に提出すること。

令和 年 月 日

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

新規需要米の適正出荷に関する誓約書

私は、新規需要米の出荷に当たり、下記のとおり取組計画に基づいた適正な出荷を行うことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局・地域農業再生協議会等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

記

- 1 適切な水・肥培管理を行ったうえで捨て作りをしないと、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、明確に区分し、出荷します。

【子実を収穫しないWCS用稲及び青刈り稲等に取り組む場合】

圃場を特定して作付け、適切な水・肥培管理を行ったうえで捨て作りをしないと、その全量を定められた用途として収穫し、子実は収穫しません。

また、収穫した後は適切な管理を行うとともに、その全量を確実に需要者に供給します。

- 2 飼料用・米粉用以外の用途の米からふるい下等の低品位の米穀を寄せ集め、飼料用・米粉用米として出荷しません。
- 3 取引数量に関する帳簿等を備え付け、本要領に基づき、出荷、販売数量等を報告します。

(農業者等) 住所：
氏名：
電話番号：

(注1) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

(注2) 内容の変更を伴わない限り、取組内容に応じて様式は変更できるものとする。

(注3) 2については、取り扱う新規需要米の全てが農業者等から調整済みの米穀を購入又は販売委託を受けている場合は、省略することができる。

令和 年 月 日

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

新規需要米の適正流通に関する誓約書
(兼用途限定米穀の用途外使用承認申請書)

私は、(農業者)〇〇(又は集荷業者等〇〇)より買い受けた〇年産新規需要米(〇〇用)について、その全てを〇〇用に用いることとし、当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

なお、新規需要米の調製、変形加工、とう精等を行った際に着色米及び微細米等の副産物等が生じた場合は、〇〇用に販売又は使用することとし、当該販売に係る販売契約書の写しを遅滞なく提出します。

〔 注1: 必要に応じて記入し、販売先が決まっている場合は販売先を記入すること。
注2: 上記の用途以外に販売又は使用する場合は、用途外使用申請を行うこと。 〕

また、取引数量に関する帳簿等を備え付け、本要領に基づき、出荷、販売数量等を報告します。

なお、この誓約書を遵守していることを確認するため、地域農業再生協議会・地方農政局等の職員から調査依頼があった場合には、協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(需要者等) 住所：
氏名：
電話番号：

(注1) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

(注2) 内容の改変を伴わない限り、取組内容に応じて様式は変更できるものとする。

令和〇年〇月〇日

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

新規需要米の適正流通に関する誓約書(とう精等の委託契約分)

私は、(取組主体又は需要者)〇〇とのとう精等変形加工の委託契約に基づき、変形加工後の米穀を当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(委託とう精業者等)

住所：

氏名：

電話番号：

(注) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

米粉用米の使用実績等整理票

自らが使用する農業者等
 需要者等
 住所
 氏名

(単位:実kg)

年産	契約に対する購入状況			前年度(前年4月～本年3月)の使用(在庫)状況			本年3月末 引取残数量 及び 在庫数量 (8)=③+⑦	本年度(本年4月～来年3月)使用等予定数量		繰越予定 数量 (8)+⑨-⑩	
	契約数量 ①	本年3月 までの 購入数量 ②	本年3月末 の引取残 数量 (3)=①-②	前年4月 当初の 繰越数量 ④	使用数量			本年3月末 在庫数量 (7)=④+⑤-⑥	使用等予定数量		
					購入数量 ⑤	使途別内訳 使途 数量 ⑥			使途別内訳 使途 数量 ⑩		数量 (8)+⑨-⑩
合計											

- (注) 1 使用状況は、米粉用米の取り扱いがあった場合は、「新規需要米受払状況報告書(別紙様式第4-16号)」と合致すること。
 2 「態様」欄は、粳、玄米、精米、破砕精米等を記載すること。
 3 「使途別内訳」欄は、パン用、麺用、菓子用、その他の各使途ごとに数量を記載すること。
 4 本年度使用予定数量は、使途毎・販売先毎の明細(別表)を添付すること。
 5 繰越予定数量が、前年度と比べて大幅に増加する場合は、その理由を別紙として添付すること。

新規需要米団体間集荷計画書

全国生産出荷団体
都道府県生産出荷団体
住所
氏名

単位：㎡、kg(玄米換算)

都道府県	認定方針作成者名 (※1)	用途 (※2)	種類 (※3)	生産予定数量 (※4)	単収 (※5)	生産予定面積 (※6)
計(※7)						

- ※1 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体と出荷契約を行った認定方針作成者別に記入すること。
- ※2 本要領別紙2の第2に定める次の用途のいずれかを記入し、別葉とすること。(「飼料用」、「米粉用」、「WCS用」、「青刈り稲用」、「新市場開拓用」)
- ※3 種類欄は、うるち米、もち米、醸造用別に記入すること。
- ※4 生産予定数量は、WCS用稲、青刈り稲・わら専用稲については、ロール数、重量(トン)又は束数等により記入すること。
- ※5 本要領別紙1の第5の2の(3)により設定した単収とし、複数ある場合は地域(市町村等)の主たる単収を記入すること。
- ※6 生産予定面積は、生産予定数量を単収(※5)で除したものであること。
- ※7 県毎に、種類別の小計欄を設けること。

殿

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

新規需要米認定結果通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、令和〇年産新規需要米取組計画について、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙2の第4の2の規定に基づき、認定することとしたので、新規需要米の適正流通の確保を図るため、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、主食用米等の他の用途の米穀と明確に区分し、管理の上出荷するとともに、ふるい下等の低品位の米穀を寄せ集めて出荷しないよう適切な取組をお願いします。

【添付資料】

適正流通に関する啓発資料

番 号
年 月 日

地域農業再生協議会の代表者 殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

新規需要米認定結果通知書

令和〇年産新規需要米取組計画について、別添のとおり認定をしたので、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の3の規定に基づき通知します。

【添付書類】

取組計画の写し等、農業者等の取組内容（農業者ごとの生産予定面積、数量等）が分かる書類

農林水産省農産局長 殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

新規需要米取組計画認定結果報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙2の第4の3の規定に基づき、下記のとおり認定結果を報告します。

記

1 認定面積(地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分)

都道府県	飼料用米			米粉用米			新市場開拓用米						計	その他	計			
	地域流通 農業者分	全国生産 出荷団体分	連携計画	計	地域流通 農業者分	全国生産 出荷団体分	計	うち 輸出用 (地域流通 農業者分)	うち バックご飯	うち 醸造用玄米	うち 輸出用以外 (地域流通 農業者分)	うち						
												輸出用以外 (地域流通 農業者分)				輸出用以外 (地域流通 農業者分)		
												計				計		

単位:㎡

※ 飼料用米、米粉用米、WCS用等に供する多収品種の種子を認定した場合は、各々の用途に含めて報告すること。(以下、2も同じ)

2 認定数量(地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分)

都道府県	飼料用米			米粉用米			新市場開拓用米						計	その他	計			
	地域流通 農業者分	全国生産 出荷団体分	連携計画	計	地域流通 農業者分	全国生産 出荷団体分	計	うち 輸出用 (地域流通 農業者分)	うち バックご飯	うち 醸造用玄米	うち 輸出用以外 (地域流通 農業者分)	うち						
												輸出用以外 (地域流通 農業者分)				輸出用以外 (地域流通 農業者分)		
												計				計		

単位:玄米kg

※ 全国生産出荷団体分は、各農業者の生産予定数量を積み上げて算出すること。(よって、本省が認定した数量と異なる場合がある。)

年 月 日

農林水産省農産局長
 (地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長) 殿

農業者等
 住 所
 氏 名

令和〇年産新規需要米変更後販売契約数量報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙2の第4の5の規定に基づき、新規需要米の変更後の販売契約数量について下記のとおり報告します。

記

用途	種類	需要者等の名称及び変更後の販売契約数量等					販売価格 (円/kg)
		都道府県名	名称	態様	数量 (実kg)	(玄米kg)	

(注1) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

(注2) 用途欄は、本要領別紙2の第2に定める次の用途のいずれかを記入すること。(「飼料用」、「米粉用」、「WCS用」、「青刈り稲用」、「新市場開拓用」)

(注3) 種類欄は、うるち米、もち米、醸造用のいずれかを記入すること。

(注4) 農業者等のうち、全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体、認定方針作成者は販売価格を記入するものとする。

地域農業再生協議会の代表者
 地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長

殿

認定方針作成者
 農業者
 住所名
 氏名
 電話

令和〇年産新規需要米生産集出荷数量一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙2の第5の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

取組番号	農業者名等		種類	当初出荷契約等数量 (玄米kg) ① ※1	単収 (kg/10a) ② ※1	生産面積 (㎡) ③ ※1	出荷契約数量及び販売契約数量の変更		変更後出荷契約等数量 (玄米kg) ⑧ ※3	⑧を30kg換算する場合の変更後出荷契約等数量 (玄米kg) ⑨ ※4	出荷(売渡)数量 (玄米kg) ⑩ ※5	WCSのロールのサイズ等	稲わらの利用状況			
	氏名又は名称	農業者コード					A:作柄変動が生じた場合							B:自然災害により減収 全ての水稻作付面積 (㎡) ⑤	減収量 (kg) ⑥	※2 C:区分管理方式の場合 収分量 (玄米kg) ⑦
							補正率	補正率								
※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	※6		
				/			/									
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

(用途:) (地域農業再生協議会名:)

(※1)別紙様式第4-1号及び別紙様式第4-2号と整合すること。
 (※2)販売契約数量等を変更する場合は、A～Cのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、作柄変動が生じた場合の補正率は「作柄表示地帯の単収/作柄表示地帯の年平均単収」を記入し、全収重量が把握できた場合の変更又は自然災害等により減収した場合の変更を行う場合においては、全収重量や減収量が確認できる書類を添付すること。
 (※3)変更を行わない場合は①を、Aを選択した場合は①×④と①の間の任意の数値を、Bを選択した場合は①-③/⑤×⑥を、Cを選択した場合は⑦を記入すること。また、全収重量が把握できた場合の変更を行った場合においては変更後の数量を記入すること。
 (※4)30kg換算個単位に調整した際に生ずる端数については、切り上げ又は切り捨てにより整理すること。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が零となる場合は、切り上げによる端数の整理のみ選択できることとする。
 (※5)WCS用稲に取組んだ場合、生産・出荷したWCSのロールの大きさ(例:直径〇〇cm×厚さ〇〇cm、1ロール当たり〇〇kg)
 (※6)飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米にあっては、①畜産利用(自家利用)、②畜産利用(自家利用)、③すき込み、④その他のいずれかを番号で記入する。
 (注1)認定方針作成者にあつては、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。
 (注2)電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
 (注3)WCS用稲、青刈り稲・わら専用稲については、ロール数、重量(トン)又は束数等により記載すること。
 (注4)「籾」で出荷した場合は、出荷数量に0.8を乗じて玄米換算すること。

〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

農業者等
仲介事業者
需要者団体等
住 所
氏 名

新規需要米売渡実績数量報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙2の第6の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(用途:)
半期(○年○月～○年○月)分

購入先名	年産	種類	態様	購入数量 (玄米kg)	売渡先		委託とう精業者名	売渡数量		備考
					都道府県名	名称		(実kg)	(玄米kg)	
合 計										

- (注) 1 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
 2 委託とう精を行う場合は、「委託とう精業者名」欄に名称を記載すること。
 3 「用途」は、本要領別紙2の第2に定める次の用途のいずれかを記入、別葉とすること。(「飼料用」、「米粉用」、「新市場開拓用」)
 4 「購入先名」及び「購入数量」欄については、農業者等にあつては記入を要しない。
 5 種類はうるち米・もち米・醸造用別、態様は粳・玄米・精米・破砕精米等を記入すること。
 6 「粳」の場合は、0.8を乗じて玄米換算すること。
 7 廃棄した場合は「備考」欄にその旨と数量を記載すること。また、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

農林水産省農産局長 殿
 地域農業再生協議会の代表者 殿

売渡人
 住 所
 氏 名
 電 話

地域農業再生協議会別備蓄米生産予定面積等報告書 (令和〇年産)

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)第5の4の規定に基づき、地域農業再生協議会ごとの生産予定面積等を、下記のとおり提出します。

記

契約番号：〇内米買契第〇〇号

地域農業再生協議会名	生産予定面積 (㎡)	引渡予定数量 (玄米kg)	単収 (kg/10a)
計			—

(注1) 単収は、本要領別紙1の第5の2の(3)により設定した単収を記入すること。

(注2) 引渡予定数量の合計は、契約数量とトン単位で一致すること。

(注3) 報告に当たり、電子ファイルも提出すること。(売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、管轄する地方農政局に相談する。)

(注4) 複数の市町村にまたがる地域農業再生協議会にあつては、市町村ごとに記載すること。

(注5) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

農林水産省農産局長

〔 地方農政局長

北海道農政事務所長

〕 殿 内閣府沖繩総合事務局長

売渡人 所 名
住 氏 電 話

地域農業再生協議会別備蓄米生産面積等報告書(令和〇年産)

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)第5の4の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

契約番号：○内米買契第 号

地域農業再生協議会	種類	当初引渡 予定数量 (玄米kg) ① ※1	単収 (kg/10a) ② ※1	生産 面積 (㎡) ③ ※1	出荷 契約 数量 (玄米kg) ④	引渡数量の変更 ※2		変更後引渡 数量 (玄米kg) ⑦ ※3	⑦を30kg換算 個単位に調整す る場合の変更後 引渡数量 (玄米kg) ⑧ ※4	引渡数量 (玄米kg) ⑨
						A: 県別地帯別作 柄概況により数量 変更を行った場 合 補正率 ⑤	B: 自然災害等により減収 全ての水稻 作付面積 (㎡) ⑥			
	※1									
	計									

(※1)別紙様式第5-1号の地域農業再生協議会別備蓄米生産予定面積等報告書(令和〇年産)と整合すること。

(※2)出荷契約数量を変更する場合は、A又はBのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行う場合にあつては、全収穫量や減収量が確認できる書類を添付すること。

(※3)変更を行わない場合は③を、Aを選択した場合は③×④と③の間の任意の数値を、Bを選択した場合は③-②/⑤×⑥を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行った場合においては変更後の数量を記入すること。

(※4)30kg換算個単位に調整した際に生ずる端数については、切り上げ又は切り捨てにより整理すること。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が零となる場合は、切り上げによる端数の整理のみ選択できることとする。

(注1)報告に当たり、電子ファイルも提出すること。(売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、管轄する地方農政局に相談する。)

(注2)電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。